

令和元年度第4回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時：令和2年2月18日（火）10：00～11：35

場所：ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

○開 会

【大脇北海道農政部食品政策課主幹】

定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度第4回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。開会にあたり、西邑会長からご挨拶いただきます。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

皆さんおはようございます。今日お足元悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会におきましては、知事から諮問を受けました新たな北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案につきまして、審議を行っていただきました。また、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」、GM条例でございますが、施行状況の点検・検証について、遺伝子組換え作物交雑等防止部会から、道民の意見聴取等の結果、並びに部会での検討状況等につきまして、報告していただきました。

本日この委員会では、最終的なクリーン農業推進計画の案につきまして、答申の取りまとめに向けて、皆様からご意見を伺うとともに、GM条例の施行状況等の点検・検証について、GM部会での検討結果を部会長の森先生の方からご報告いただき、また改めて皆様からのご意見を取りまとめまして、その意見を基に道に提言をして参りたいと考えております。

クリーン農業推進計画については、今年度1年間、本委員会の中心の議題でありましたが、計画策定に向けて、この委員会での議論は今回が最後になろうかと思っておりますので、今回も限られた時間ではございますが、委員の皆様のご活発なご議論をお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【大脇主幹】

続きまして、北海道農政部大西食の安全推進監からご挨拶申し上げます。

【大西農政部食の安全推進監】

おはようございます。農政部の大西でございます。食の安全・安心委員会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は西邑会長、畠山副会長はじめ、委員の皆様、大変お忙しい中、そして足元が悪い中、委員会にご出席いただき、また日頃より本道の食の安全・安心の確保にご尽力を賜り、感謝を申し上げます。

今、会長のご挨拶にありましたように、前回1月の委員会で皆様からいただいたご意見を踏まえて取りまとめました、北海道クリーン農業推進計画（第7期）の最終案について、ご意見に対する対応の考え方なども併せてご説明いたしますので、審議をよろしくお願ひしたいと思います。

また、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況の点検・検証につきましては、本件が付託されております、遺伝子組換え作物交雑等防止部会から点検・検証結果を報告していただきます。また、その報告を受けまして、本委

員会の意見を取りまとめたものを、意見書として提言いただきたいと思いますと考えてございます。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきませうようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【大脇主幹】

それでは議事に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料に議事次第、出席者名簿、配席図、それから第8期の委員名簿を付けております。続いてクリーン農業推進計画に関しまして、資料1-1から1-4でございます。それから遺伝子組換え作物の条例に関しまして、資料2-1から2-4でございます。それから参考資料が1-1、1-2、それから2ということで配布しております。もし、不足等ございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局の方にご連絡をお願いします。

次に、本日の出席者の状況についてご報告させていただきます。本日、委員全員15名ご出席でございます。ただホクレン農業協同組合連合会様からは、箱石委員が本日都合によりご欠席でございます。代理として山本部長にご出席を賜っております。ここでご紹介申し上げます。本日、委員の皆様にご出席いただき、北海道食の安全・安心条例第33条の規定によりまして、2分の1以上のご出席ということでございまして、本日の委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは続きまして、議事に移ります。これからの議事進行につきましては、西邑会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

○議 事

【西邑会長】

はい。それでは早速議事に入りたいと思います。お手元の次第により進めて参ります。

最初に、議事の1番目ですが、北海道（第7期）につきまして、事務局から説明をお願いします。

【山口農政部食品政策課長】

食品政策課山口でございます。私の方から説明をさせていただきます。

それではお手元の資料1、枝番号1から4まででございます。このうち資料1-3と1-4の計画案については、前回の本委員会で配布、説明をしたものに、表紙、解説のための写真、フロー図、概念図、表などを加えて、手に取ってもらいやすい形にしたものです。すでにこれまでに2回、11月と先月の委員会で説明をさせていただきましたので、本日は資料1-1、それと1-2以降の資料の関係箇所を使用しながら、前回いただいたご意見の整理と、いま推進監からの挨拶にもございましたとおり、それに対する考え方について補足の説明を行い、計画案に係る説明とさせていただきますと思っております。

資料1-1をご覧いただきたいと思います。まず表面になります。前回、委員の皆さまから頂いたご意見について、計画案の柱の順に①～⑧の8項目にまとめております。

順に説明をしますと、①のクリーン農業サポーター制度についてご質問がありました。前回の委員会では、出前講座などに参加をしてクリーン農業を理解した人を「サポーター」としますと説明いたしましたが、補足をさせていただきますと、出前講座などに参加をして「サポーター」となった方には、会員証、カードのようなものになりますが、それをお配りしたいと考えております。そして、会員証には、例えば二次元バーコードをつけ、道内19組織で構成する北海道クリーン農業推進協議会のホームページ、資料1-3、計画概要

版の7ページにホームページのトップ画面を掲載しておりますが、こちらは、全道の登録集団名、栽培の情報、各種PR活動なども発信しているホームページでございます、こちらのほうに簡単につながるようにして、出前講座への参加以降も、クリーン農業の取組とのつながりを作って参りたいと考えております。

それから②になりますが、出前講座について、多くのオファーを引き出すように、それから様々なパートナー組織と取り組むように、そして親子で行うと波及効果が高いといった多くの具体的なご助言を頂きました。ありがとうございました。理解の促進につきましては、11月の第2回委員会でも様々なご意見を頂き、資料1-4、計画本体の21ページ「施策の展開方向」でも厚く記載をする形とさせていただきます。

それから、技術の開発と普及の関係です。③、将来に向けてということでしたが、養液栽培についてのご意見がございました。こちらにつきまして、クリーン農業の定義、資料1-3概要版の2ページをご覧くださいと思います。概念図が載っているページになりますが、こちらのほうで、「堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め…」という表現がございました。養液栽培については対象とはしていないわけですが、これは国際的な有機栽培の規格であります有機JASにおいても同様です。その一方、クリーン農業技術としてこれまで開発されたものの中には、生物農薬の利用、あるいは光を使った防除、作物体の状態を測定・分析して適切な施肥を行うなどがありまして、これらクリーン農業技術は養液栽培にも活用ができるものでございます。クリーン農業が「環境と調和」という面と、そして「安全・安心」という大きく二つの面を持っている中で、養液栽培に限らず、科学技術の進歩へどのように対応していくのかということとは、常に意識をしていく必要があると考えております。

それから④、消費者がクリーンや有機の農産物にいくらなら支払えるか把握すべきというご意見が、会長をはじめ、何人かの委員の方からございました。これについては資料1-1の裏面をご覧ください。こちらは、昨年、道総研が実施した調査の結果でございます。

上段がYES!clean農産物について、札幌市の主婦を対象に、選択実験という方法で、例えば、何も表示がないななつぼし5kg1,700円と、YES!clean表示のななつぼし5kg2,100円、どちらを買いますかという質問を何パターンか組み合わせを行いまして、どのくらい高くても買ってもらえるかを、数学的に分析したものです。まず、YES!cleanに関して何の知識もない周知をする前の状態、次にYES!cleanの産地での取組や、その取組によって、例えば労働時間が増加するなどのストーリーといったことを周知した後にもう一度尋ねる、さらにそれから2か月後にまた尋ねて調べたというものでございます。

結果はグラフにございますが、ななつぼし5kgの場合、周知をする前では、「YES!cleanの表示がある」ものは、それが「ない」ものと比べて208円評価額が増加する、ななつぼし5kgは2,000円弱で販売されることが多いということですから、1割程度高くても購入すると、これは何も説明していない状態です。これがYES!clean産地の取組を聞いた直後ですと、産地の取組を十分に理解してその評価が高くなるからだと思うのですが、プラス629円、3割程度まで評価額が高まります。それから2か月程度してもう一度聞くと、プラス281円、1割5分くらいの評価額の増加に落ち着くという結果でございます。端的に言いますと、クリーン農業の取組を説明すると消費者の理解は得られ、評価も高まるのですが、残念ながらその効果はなかなか持続をしない、だからこそ、継続的に理解促進に向けて周知していくことが重要と言えるのではと考えるところです。

なお、YES!cleanに取り組む農業団体からは、慣行生産とYES!clean農産物の価格差という以外に、産地への信頼が高まる、いわゆるブランド力が向上したり、市場での需要が高まったりするなどの効果もあるように聞いています。そうした評価については、お示した調査結果のような、単純な数字としては表現しにくいものではございますが、YES!cl

eanの付加価値を示すものとして、まずこのような調査結果が一つございます。

次に同じ資料の中段になります。有機農産物についてのものでございます。平成29年3月に国が公表した販売価格の実態です。1行目の根菜類の「だいこん」で見えますと、一番右の比率というところに155%という数字がございまして。慣行の国産品と比べて、有機のものには155%の価格で販売されているということを示しています。一番価格差が小さい「ねぎ」で143%、価格差が大きい「ピーマン」では187%となっていて、平均すると4～5割高といった価格で販売されているものが多い一方で、下段の円グラフ、これが価格への消費者の意識を尋ねたものでございまして。「1割高までなら購入したい」という人が44.9%と一番多くなっていて、販売実態に近い「4～5割高以上でも購入したい、している」は2.3%にとどまっています。意識調査と実際の行動には違いがあるということではございますが、こうした調査結果も踏まえながら、施策の展開を図って参りたいと考えております。

資料1-1の表面の方に戻っていただきたいと思っております。⑤としてYES!cleanマーク表示の加工食品の関係でございまして。情報発信やマーケティングをしっかりと、という意見がございました。加工食品のメーカー、様々な条件がございましてけれども、施策の展開の中で流通・販売業者とも意見交換をしながらしっかりと進めて参りたいと考えております。

それから有機農業の拡大に対しましては、⑥ということで、高い価格に見合う価値があるということをお客様に訴えるよう、また⑦の需要拡大に取り組んで価格が下がるようにといったようなご意見もございました。先ほどの調査結果とあわせ、このYES!clean農産物も有機農産物についても、消費者、それから流通・販売業者に、正しい知識を提供することや、技術の開発普及などを通じて生産拡大に努めて参るということで、本計画案でも柱立ての3番目、4番目として位置付けているということではございます。

あと⑧として、担い手を増やす政策も重要といったご意見もございました。そちらの方は今年、もう一つの審議会、農業・農村振興審議会の方で、新たな農業・農村振興計画、現行第5期の計画でございまして、次期の第6期計画に向けての検討、そういったものもスタートさせているところでございまして。そちらの方でしっかりと議論をして参りたいと考えております。

以上、前回の主な意見を中心に、計画案の補足説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。ただいま事務局から前回の委員の皆様からの意見を中心として、これに回答あるいは詳細についてということでご説明がありました。

そこで本日は、当委員会に諮問されています「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」の案につきまして、答申意見をとりまとめていきたいと思っておりますが、こういう方向でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、これまでの審議内容を基に、会長の私の方で答申にあたって配慮すべき事項についての案を作成しておりますので、事務局の方から配布していただきたいと思っております。

（各委員に「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」推進に当たっての配慮事項（案）を配付）

【西邑会長】

それではお配りした資料の内容をご説明いたします。読み上げていきたいと思っておりますが、北海道クリーン農業推進計画（第7期）推進に当たっての配慮事項の案でございまして。

一つ目が、SDGsが国連で採択されるなど持続的な社会づくりが求められる中、環境と調和したクリーン農業への期待はますます高まることから、クリーン農業の積極的な推進に努めること。これはクリーン農業の積極的な推進を行うようにという、道へのエールという形でございます。

2番目、クリーン農業への理解醸成については、広く道民に対して取り組むことが大切であることから、教育機関や消費者団体等、多くの関係者と連携して推進すること。これは多くの委員の皆様からこれまで多様なご意見があったのですが、クリーン農業への理解醸成の取組を世代や手法を工夫しながら、多くの関係者と連携しながら推進するようというところであります。

3点目、近い将来に実用化が見込まれるICT技術等を積極的にクリーン農業に取り入れられるよう、技術情報の収集に努めるとともに、必要に応じてそれらを活用したクリーン農業技術の開発を行うこと。これは技術の裏付けをもって推進しているクリーン農業ですが、時代の技術水準を積極的に取り入れていくようにというものであります。

4点目、YES!clean 農産物や有機農産物の栽培に関する情報を消費者や流通・販売業者に提供するとともに、その生産拡大が図られるよう、技術の向上や普及に努めること。これはYES!clean 農産物や有機農産物について、需要と生産の両面での取組、これをバランスよく進めていただきたいということでもあります。

5点目、計画の進捗状況を適切に把握するとともに、クリーン農業に関係する生産者や消費者、流通・販売業者の意見を聴取し、それらを適切に施策へ反映するように努めること。これは当たり前でございますが、計画というのは作って終わりではなく、PDCAサイクルをまわして、目標としている数値に達しているかどうか、あるいは関係者の意見に耳を傾けて施策を展開してくださいということでもあります。以上5点が私どもから配慮事項として、こういうことを附帯していきたいという案でございます。

今回までの委員会におきまして、委員の皆様から非常に多くの意見を頂きました。これまでのご意見を総括しますと、今お示しましたような意見を附帯意見として書き加えた上で、この第7期の案につきまして概ね適当であるというように知事に答申してはいかがかと考えます。今お手元の資料に配りましたような配慮すべき事項の案に対して、委員のみなさんご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですが、よろしく願いいたします。はい。お願いいたします。鈴木委員。

【鈴木北海道食の安全・安心委員会委員】

案を読ませていただいて、概ね問題ないと思っております。

今頃になってというところもあるのですが、今の技術開発を考慮してというような点を考えたときに、有機農産物というのは、無農薬・無化学肥料で3年間なんですよ。YES!clean の場合は慣行から農薬、化学肥料が3割減ということなんですよ、その慣行というのが、どの時点になるのかなというところ、結局、技術開発がどんどん進んでくるといろいろ変わってきますよね。今の時点では、おそらく、立ち上げた段階が慣行なんだと思うんですけども、これは減らせば減らすだけでいいというわけではないと思っております。そういうものを見直しというのはどういうタイミングで行うのか、それからやっぱり国とか他の都府県とか、そういうところの栽培技術等も、もちろん考慮しなくてはいけないでしょうが、そういったところの基準といいますか、見直しみたいなことはどうなのかなという、今頃になって申し訳ないですが、ちょっと思った次第です。

【西邑会長】

事務局の方からいかがでしょうか。鈴木委員から今ご質問ご意見のあったところは、資

料1-3の概要版の2ページに概念図が出ておりますが、これの慣行というところですよ。慣行農業というのは、時とともに進化していくということなのですが、その点についてよろしくお願いします。

【瀬川農政部食の安全推進局長】

基本的な道の基準というのをまず、試験研究データ等も踏まえながら設けてございまして、それとは別に各産地の YES!clean 生産集団ごとに基準を設けて、道が定めたその基準よりも削減する努力をということになるのですが、ご案内のとおり、最近は高温多湿など気象条件も変わってきたり、また新たな病害虫なども発生したりしていますので、基準については必要な都度、科学的な試験研究データに基づいて見直すというところになります。そのタイミング、いつということではないんですけども、前回設けてからもう10年以上経っていますから、そこは随時、試験研究データなども科学的に分析しながら、随時その時にあった基準というのを品目ごとに見直していきたいというように考えてございます。

【山口課長】

基本的には平成16年、2004年の数値を今使っております。化学肥料の使用量、それから化学合成農薬の使用回数というところで、数値化をした基準がありますが、それを今局長がお話したとおり、随時見直しをしていくという考え方をとっております。

【鈴木委員】

そういうところのルールみたいものはあるんですか。何年に1回は改定、慣行の基準見直しをするなどですね。

【山口課長】

計画を作るために、その都度、試験場などと相談をするというところと、あと施肥の基準などというところも、定期的に見直しをしているところです。そういったものを踏まえながらということになります。

【鈴木委員】

作物ごとという感じですか。

【山口課長】

作物ごとということですよ。

【鈴木委員】

わかりました。

【西邑会長】

よろしいですか。はい。そのところ、今回は2004年をベースにしているということですが、今後いろいろ変えていくところも出てくるというのは、配慮事項の5番の中に大きく含まれているのかなというように思います。

他にご意見、ご質問等ございますか。はい。川合委員の方から。

【川合北海道食の安全・安心委員会委員】

クリーン農業を推進するための方針となりますが、いわゆる慣行農業で一生懸命に生産

されている生産者も尊重するべきかと思えます。このクリーン農業の推進というのが、慣行農業による生産者にとって、ネガティブに働かないような配慮も必要ではないかと考えます。

もう1点は、国際水準GAPの推進に関して、今国際的にはいろいろな食品安全上の基準の変更があったり、新しい基準が導入されたりしていますので、それに関する情報収集と提供、それらに柔軟に対応していくような姿勢が必要ではないかと考えます。

【西邑会長】

今、川合委員からご指摘のあった慣行農業の生産者に対してネガティブに働かないようにということと、国際水準GAPでも新しい基準が入ってきているので、それにうまく対応していく、適宜対応していくという点ですが、いかがですか。

【山口課長】

おっしゃるとおりかと思えます。慣行農業、北海道全体の農業のスタンダードな部分が、環境と調和していく、その流れは、慣行農業を進めていく生産者も同じかと思えます。この30年間で、化学合成農薬なり化学肥料なりの使用量が4割程度下がってきておりますし、クリーン農業あるいは有機農業を進めている、北海道全体として環境と調和した農業を進めていくということで、北海道全体がクリーンなイメージを持ってもらい、双方にとってプラスになるように進めていくというところが、我々の基本的な考え方でございます。

国際水準GAPについても、いろいろ基準というのがたくさんございます。そういうものに遅れないように、その中で対応していくこと、そのとおりでと思えます。ご意見としてそれを踏まえて進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

【西邑会長】

よろしいですか。ありがとうございます。

その他にご意見等ございますか。吉田委員どうぞ。

【吉田北海道食の安全・安心委員会委員】

私が一番気になったところ、ここ大事にしなければいけないなと思ったのは、5番のところですか。これまでの委員会の中でも、クリーン農業の生産者さんの高齢化問題ですとか、それから新しい生産者さんが増えない、その中で作付面積は増えているという話がありました。クリーン農業は手間がかかる、その割には売れないというか周知されていないというところがやはり大きな問題かと思えます。クリーン農業の取組や農産物の周知、理解を本当に広めていただいて、作った物が売れるというところを本当に大事にしていかなければならないのではないかなということ、これまでの会議の中でも思っておりました。生産者、消費者、流通・販売業者の意見を本当に反映して、うまく繋がっていくといいなと思えます、期待しております。

【西邑会長】

ありがとうございました。特に4番、5番に書かれてるようなところで、そういうところもちゃんとやっていただきたいという吉田委員からのご意見ですが、事務局の方からありますか。

【山口課長】

ありがとうございます。そのとおりでございます。実はクリーン農業のこの計画を作る

のみならず、例えば2月7日の北海道農業・農村振興審議会でも同じような意見、道民の理解を得られるようなそういったものに、といった意見いただいております。

今、国の方での食料・農業・農村基本計画の次期計画の策定に向けて、そういった中でも、国全体としての消費者なり生産者だけでなく、流通・販売の段階を踏まえて理解の促進を得られるようにといったような、そういった部分の意見が多いように我々も聞いております。その辺をしっかりと留意しながら、施策の展開を図っていきたいと思います。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。吉田委員、よろしいですか。
その他どうでしょうか、藤井委員どうぞ。

【藤井北海道食の安全・安心委員会委員】

私も5番目について、加工メーカーなものですからやっぱりどうしても気になります。今、お話ありましたけれども、やはり消費者が買いたくなるような形で、先ほどご説明いただきましたけれども、ちょうど資料1-1の一番下のところに、同じ程度の価格なら購入したい、1割高だったら購入したいという回答が7割弱ぐらいいらっしゃるんですね。急に普及とはいかないでしょうけれども、普及をもっと進めていくためには、やっぱりある程度の価格帯というのは、マーケティングという話がありましたけれども、どうしても必要かと思えます。5番の書き方だと、一応意見を聴取する、施策に反映するというところで、網羅されてるような、あやふやなような、ちょっと申し訳ないですけども、もうちょっと突っ込んだ表現のほうがいいかなと思います。やっぱりそれがないと、せっかくの先行きが、そういうことをやっていくのは大事なんですけども、やっぱり普及していかない。また、我々も慣行農業の方にいろいろ接触するわけですけども、その人たちが一步、クリーン農業の方に、YES!cleanの方に踏み込んでいきたいとなるようなですね、やっぱりそういうところも踏み込めないと、本当にそっちはそっち、こっちはこっちという形で、クリーン農業は特殊な形の施策なんだよというようになってしまう可能性があります。やっぱり、ある程度の価格帯があって、皆が買いたくなるような、また、生産者がそれを作りたくなるようなですね、そこに踏み込んでいかないと、結局、検討会で終わってしまう可能性があるというように私は思います。大事なことだと思います、SDGsの関係も含めて大事なことだと思いますので、それをもっともっと普及するような形の配慮事項というのが大切じゃないかと思いました。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。事務局の方からありますか。

【山口課長】

5番目の配慮事項、ここの表現をもう少し強い表現にというご意見かと思えます。今、実際施策でどこまでできるかというのは、これから我々いろいろその都度、まずはその意見を聴取してからという表現でとどめているのですが、ここの表現もこのようにしたほうが良いといったようなご意見いただければ、これはここで皆さんと協議をしながら審議をしていただけるものと我々考えておりますので、こういった表現がよろしいというのがあったら承りたいと思います。

【西邑会長】

藤井委員からのご意見というのはとても大事なところだと思います。良いと思っていて

も価格の面で買えない、そうすると生産者がそこに入っていけない。逆のサイクルに行くと、生産者が増えてきて、流通も多くなってきて、そうすると価格も少し下がってきて皆さん使える。そういうところへ、どのようにやっていったらいいのかというのは肝心なところかと思えます。そのためには5番に書かれてますように、生産者、消費者、そして流通させるところ、加工業者も入るんでしょうか、この人たちの意見を十分に吸い上げて、この計画の中のどれを具体的に押し進めていくのかというのを、適切にその都度その都度、施策に反映していくということが重要になってくるかと思えます。

藤井委員、何かここへ文言として、ちょっとこういうのを加えたらといいというのが、急に申し分けないですけども、あるでしょうか。

【藤井委員】

はい。あまり具体的というのも、こういう内容の文書ですのでちょっとどうかなと思うんですが、先ほどマーケティングの話が出ています。マーケティングということは、例えばそれらを適切に、マーケティングも含めて施策に反映するとか、そういうマーケティングということを入ると、少し具体化した感じの表現になるんじゃないかと思うんですね、そういうことだけでも。そうすると、生産者にとっても、それから消費者にとっても、また加工業者にとっても、マーケティングというのはこの中で大事なんだということが、具体的なそういうサジェスションができるんじゃないかと思えます。

【西邑会長】

はい。ありがとうございます。どうでしょうか。

【山口課長】

計画案の方に、今いただいているそのマーケティングといったような表現を含める形での修正を今後していくということで、いかがでしょうか。そういったような形で計画案、これから道として策定、公表していく段階で、そういった部分の表現というのを計画に加えるといった形に対応させていただくということでいかがでしょうか。

【藤井委員】

お願いします。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。そうしたら計画案の方でマーケティングを含むですね、施策というのを反映させていただくという形でまとめていただきたいと思います。藤井委員よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

その他、委員の方からいかがでしょうか。はい。大塚委員、よろしくをお願いします。

【大塚北海道食の安全・安心委員会委員】

有機農家の立場から発言させていただきたいんですけども、有機農家というのは今全体の0.2%しかなくて非常に少ないんですよね。少ないから、あんまりないから高いというのは当然なことで、消費者の方も一般の野菜とそんなに値段が変わらない、2、3割増しぐらいまでだったら買うみたいな方たちが結構いらっしゃって、消費者は安いんだったら買う、農家の方は売れるんだったら作るんだと思うんですよね。

最近話題になってる千葉県いすみ市では、給食をオーガニック米にするというのを2013年から始めて、最初、1人の生産者しか手を挙げなくて、22aの面積から始めたのが、5

年経ったら 23 戸の農家が有機米に取り組んで、20ha の有機の圃場ができたというのがある、今では全量、給食は有機米になったというのがあります。要するに、農家の立場からすると、作ってくれればこの値段で買ってあげるよと言ってくれたら作ろうかなと思うわけで、大半の農家は、作ったはいいけどこれ幾らで売れるんだか分からないというものを作っているんですよ。なので、幾らで買うから作ってちょうだいと言われてれば、よしそれなら作ろうかなと思うわけなので、消費者は安いんだったら買う、農家は買ってくれるんだったら作る、簡単なことなのかなというように思います。

【西邑会長】

ありがとうございました。給食での取組についても、計画の中では書かれてますか。

【瀬川局長】

資料 1-2 の 3 番ところに、消費者に対する PR や学校給食への利用促進などという部分を入れてございます。大塚委員がおっしゃった事例もございますが、やはり作る側も買う側も、双方ウィンウィンになるように、施策を、うまく対応していかないとならないと思いますので、そのところは先ほどの藤井委員と重なりますけども、双方の意見しっかり聞きながら、うまく拡大するように、我々取り組んでいきたいと考えているところです。

【西邑会長】

はい。配慮事項の案の 2 番目のところに、教育機関や消費者団体等多くの関係者と連携して推進することということの中にもですね、そういったところでの取組なども、いろんな機関と協議しながらやっていくということが含まれているのかと思いますが、そういうところ、具体的には大塚委員からあったような話を是非やっていただきたいということですね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

無いようでしたら、本委員会としての最終意見を集約して参りたいと思います。今お手元にお示ししました配慮事項を附帯意見として、クリーン農業推進計画（第 7 期）の案は、概ね適当であると知事に答申して参りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それではそのように進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして議題の 2、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証につきまして、本委員会から付託しました遺伝子組換え作物交雑等防止部会での検討結果の報告にこれから入りますが、その前に、遺伝子組換え作物をめぐる情勢や論点の整理について、事務局の方からご説明をお願いします。

【山口課長】

はい。続きまして食品政策課、山口の方から説明をしたいと思います。

2 月 6 日に開催されました遺伝子組換え作物交雑等防止部会、いわゆる GM 部会におきまして検討結果を取りまとめるに当たって、その前提あるいは議論のベースとなりました、遺伝子組換え作物をめぐる情勢、それから道民の皆様からの意見聴取等の結果、そして点検・検証における論点について、説明をさせていただきたいと思います。

まず資料 2-1、遺伝子組換え作物をめぐる情勢についての資料をご覧ください。昨年 7 月の第 1 回の本委員会で説明した以降の動きや、追加した資料などを中心にポイントを説明したいと思います。

めくって、右上 4 ページをご覧ください。遺伝子組換え作物の世界における栽培状況で

ございます。1996年の商業栽培の開始以来、栽培面積が年々増加をして、2018年には1億9,000万haを超え、世界の耕地面積の大体1割といったような面積でございます。世界26カ国で栽培をされて、アメリカが約4割、ブラジルなどを含んだ上位の5か国でだいたい全体の9割を占めております。

少し飛んで9ページをご覧くださいなのですが、9ページの下の方にカルタヘナ法の概要を示しております。国際的に協力をして生物の多様性を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずる、日本の国内法でございます。平成15年に公布をされたもので、農林水産関係については、農林水産大臣が関係の措置を講ずることになっているほか、開放系である第一種使用、また閉鎖系である第二種使用と、使用形態に応じた措置を実施するというようになっております。

めくって10ページ、これはカルタヘナ法の対象である遺伝子組換え生物等の定義でございます。この法律の対象になる遺伝子組換え生物等、ちょっと難しい言葉になりますけれども、「細胞外において核酸を加工する技術や異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術を利用して得られた核酸又はその複製物を有する生物」というようにされております。ちょっと表現的には難しいですけれども、簡単に他の生物の遺伝子を有するかどうかということが、法律的にこのように書かれております。

その下、11ページをご覧ください。これが我が国における遺伝子組換え作物に関する安全性評価の根拠法令とその流れをまとめたものです。一つは9ページ、10ページで説明をした、栽培による生物多様性への影響評価するカルタヘナ法、一番右側の囲みです。それから食品としての安全性の審査・確認については、11ページの左側の食品衛生法によって定められています。また真ん中の家畜の飼料については、飼料安全法に基づいて審査をされます。また食品安全基本法では、食品の安全性を審査する「食品安全委員会」というものが規定をされております。

めくっていただいて15ページは、我が国でカルタヘナ法に基づいて承認をされた遺伝子組換え作物の一覧でございます。昨年11月時点で、トウモロコシなど8作物140品種が栽培可能な品種ということで承認をされています。現在栽培されているものはバラだけとなっております。

その隣16ページは、我が国で食品として承認されている遺伝子組換え作物の一覧になります。同じく昨年11月現在、大豆など8作物322品種が食品として承認をされております。

その下、17ページが我が国における遺伝子組換え食品の表示制度になります。この制度は食品表示法に基づく食品表示基準に定められておまして、義務表示制度と任意表示制度というのがございますけれども、義務表示制度としましては、食品衛生法に基づく安全性審査を経て流通が認められた、今お話ししました8農産物及び豆腐などそれを原料とした33の加工食品群について、分別生産流通管理をしていない場合や、分別生産流通管理をしたけれども意図せざる混入が5%を超えている場合は、分別していない旨を表示するなどという内容となっております。

これが義務表示制度の部分になりまして、めくって18ページ、こちらの方が任意表示制度で、昨年4月に一部改正をされております。これまで分別生産流通管理を行い、意図せざる混入が5%以下の場合には「遺伝子組換えでない」などの表示が可能でしたけれども、改正によって「遺伝子組換えでない」という表示をするには遺伝子組換えの混入がないと認められること、つまり不検出であることが条件となったほか、5%以下の場合には、適切な分別生産流通管理された旨の表示を可能とする、そういった内容でございます。これは令和5年、2023年に施行されることになっております。

その下、19ページが諸外国における表示制度の概要になります。日本、韓国などでは最

終製品において組み換えられたDNA等が検出できない品目については、表示義務の対象外となっております。EUでは検出の可否に関わらず表示義務の対象としています。

それから 20 ページ、こちらが今回の点検・検証の対象であります、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑の防止に関する条例」、いわゆるGM条例の概要になります。おさらいになりますけれども、この条例では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培について、一般作物との交雑や混入が生じないようなルールを規定しております。一般栽培は許可制、試験栽培は届出制としております。条例の目的はGM作物の栽培による交雑及び混入の防止、生産・流通上の混乱の防止、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物との農業生産活動との調整などであります。条例の対象はカルタヘナ法に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物となっております。遺伝子組換え作物といった場合は、このカルタヘナ法の定義に基づいて判断をしております。

下段 21 ページは、交雑防止基準の概要です。栽培をする場合に隔離すべき距離として、例えば、イネを例にとりますと 300 メートル以上としております。右側がその設定の考え方で、道内のデータあるいは農林水産省の試験・実験の指針に安全率の 2 倍をかけて設定をしております。平成 17 年に告示をしたものでございます。その後、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間に、本当にこの距離で交雑をするのか実際に試験調査をしております。

めくって 22 ページ、こちらが条例施行後の道の主な取組をまとめたものでございます。いくつかの項目がありますが、最初が交雑防止検討調査事業による科学的な知見を蓄積、これは今話しました平成 18 年度から 20 年度の試験調査で、二つ目が遺伝子組換え作物の栽培計画の調査、こちらは毎年度行っております。三つ目がリスクコミュニケーション等を実施して遺伝子組換え作物に関する理解を深めてきた、四つ目が、国に対して、これも毎年、遺伝子組換え食品の表示制度の拡充などを要望しております。次が遺伝子組換え作物に対する道民の皆様の意識調査ということで、平成 20 年、23 年、26 年、そして今年度、令和元年度の 4 回、これまで実施調査をしております。

24 ページと 25 ページ、部会でも質問がございましたが、遺伝子組換え作物に係る条例や指針等の他の都道府県も含めた制定状況でございます。北海道含めて 12 の都道府県で、条例または指針を制定しているという状況でございます。

めくって 26 ページ、カラーの資料になります。昨年 7 月の第 1 回の委員会、それから、11 月の第 2 回の委員会でも説明をさせていただきましたが、近年新たな育種技術としてゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物などが開発をされて、食品として流通する段階を迎えているといった状況にあります。ゲノム編集記述はDNAを切断する酵素を用いて、外部からの遺伝子の挿入や、既存の遺伝子の欠失、塩基配列の置換といったような、ゲノムの特定の部位を意図的に改編することが可能な技術で、三つのタイプに分けられます。またちょっと難しい表現が続きますけれども、このうち 26 ページの右側、②SDN-2、3と書いてる部分です。こちらに「標的組換え」という、緑字で記載をしているものがございます。アデニン、チミン、シトシン、グアニンという 4 種類の塩基の配列を人為的に設計して、いわゆるお手本となる鋳型を用意して、酵素で切れた部分に、お手本を基に配列をコピーさせて、望むべき部位にいくつかの塩基の置き換え、それから遺伝子の導入などをさせて望む形質を入れるというものが、SDN-2、3といったものです。それに対して、同じく 26 ページの左側の①SDN-1、「標的変位」と緑字で記載しておりますけれども、これはお手本となる鋳型を使わないで、狙った切断部位が単純に失われる、欠失という表現になります、あるいは、代わりにいくつかの塩基が挿入されたり、塩基の置き換えが起きたりというものです。他からお手本となるものとか、人為的なものを持ち込まないといったものです。

その下、27 ページをご覧ください。ゲノム編集技術に関する国の各省庁、つまり各法令

における取扱いです。これも 11 月の第 2 回の委員会で説明しましたとおり、環境省が昨年 2 月にカルタヘナ法におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いを決定しております。細胞外で加工された核酸が残存している生物 SDN-2 と 3 はカルタヘナ法上の遺伝子組換え生物等の対象とした一方で、細胞外で加工された核酸が残存していない生物、SDN-1 という部分は、カルタヘナ法の遺伝子組換え生物の対象外といたしました。そして、その使用に際しては、主務官庁に情報提供、届出という表現もごさいます、そういったものを求めることといたしました。それを受けまして農林水産省は、昨年 10 月に農林水産分野に関して使用者からの情報の提供についての具体的な手続きを定めて公表しております。それと期を同じくしまして、厚生労働省が昨年 9 月にゲノム編集応用食品の食品衛生上の取扱いについて決定をし、ゲノム編集技術応用食品のうち外来遺伝子及びその一部が残存していなくて、かつ、酵素の切断箇所の修復で塩基の欠失、数塩基の置換、挿入、さらに結果として 1 ないし数塩基の変異が挿入される結果となる場合には、遺伝子組換え食品には該当しないということで、安全性審査は必要としない一方で、厚生労働省に届出をすると、そして公表することとなっております。

食品衛生法とカルタヘナ法、それぞれの法律で遺伝子組換えとして取り扱う範囲が若干異なっております。27 ページの下のところ、帯状の形の図がありますけれども、遺伝子組換えとして扱う範囲については、食品衛生上の取扱いよりも、カルタヘナ法の方が広がっております。つまり、カルタヘナ法では SDN-2 と 3 は遺伝子組換え生物等として扱いますが、食品衛生上の取扱いでは SDN-2 の中に、遺伝子組換え食品として該当しない部分があるというのがございます。そこに留意をしていただければと思います。

それから 28 ページが、これも 11 月の本委員会で説明しました農林水産分野におけるゲノム編集技術を利用して得られた生物の取扱いの具体的な内容でございます。その時に説明をしましたので、ここでは割愛をしますけれども、29 ページにその具体的な情報提供に記載をする内容を書いております。赤でちょっと困ってある部分を見ていただきたいのですが、例えば、右下のところには生物多様性への影響が生ずる可能性に関して、このゲノム編集技術 SDN-1 といわれる部分と、遺伝子組換え評価で実際に行ってる場合と、同様の項目で確認をする、情報提供といった中でも、結果、確認していることは遺伝子組換えの安全性評価で確認している事項と同じ項目になっているということでございます。

30 ページ、31 ページをご覧ください。こちら 11 月の委員会で関係の部局から説明をさせていただいたものでございます。30 ページが、厚生労働省で定めた食品衛生上の取扱いのフロー図、それから 31 ページが、消費者庁が遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品についての食品の表示について、こちらの方は、義務表示の対象としないといったようなところであります。そちらを整理した内容となっております。11 月の説明を思い出していただければと思います。

それから次に資料 2-2 をご覧ください。これは条例の施行状況等に関する点検・検証の論点についてでございます。前回 1 月 23 日の本委員会で告示をした資料に、1 月 9 日に開催をしました第 2 回の部会、それから 1 月 23 日、前回の本委員会で出された意見を右側に加えているものでございます。左側の道民意識調査の結果、真ん中の地域意見交換会、道民意見募集、それからパブリックコメントの結果、この部分については前回告示した資料の内容と全く同じでございますので、説明は割愛をさせていただきます。

それです 1 ページ目、論点 1 として「遺伝子組換え作物の交雑・混入による生産上及び流通上の混乱防止の必要性」については、ご意見として部会、本委員会から、他県との整合性は大事、国全体・他都府県とどのような関係にあるかということを考えないと混乱を招くのではないかと、という意見をいただいております。

それからめくっていただいて論点3、道民への情報提供やリスクコミュニケーションについて、ここでも部会等からは、リスクコミュニケーションの実施回数を増やしていくことで理解が深まるではないか、あるいは有効利用が可能な分野、海外で取り入れている国の実態、プラス・マイナスの要素などの情報提供が有効ではないかといった意見をいただいております。

それから最後、4ページ目、論点4、こちらの方の条例に関する新たな知見や技術に関しては、部会などから、再掲になりますけれども他県との整合性は大事といった意見、それからゲノム編集技術のうち酵素だけを入れて突然変異の頻度を高めるものを遺伝子組換え技術と考えるのかどうかについては非常に重要なポイントとなる、といった意見をいただいております。

それから説明の最後になります。今後の進め方ということで、資料2-3を飛ばしていただいて、2-4をご覧ください。先ほど会長の方からのご説明もございましたけれども、本日の委員会において委員会としての意見を取りまとめていただき、道に提言をいただければと考えております。この提言に基づいて、道では点検・検証の結果の案を作成して、3月に結果を決定して公表するという予定としております。

事務局からの説明は以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。それでは続きまして、遺伝子組換え作物交雑等防止部会での検討結果の報告につきまして、部会長の森委員からお願いいたします。

【森委員】

はい。部会長担当しております森と申します。よろしくお願ひいたします。資料2-3に基づきまして、部会からの検討結果のご報告をしたいと思います。「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証に関する北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会の検討結果報告のペーパーでございます。

まず、1番目のところでございます。社会経済情勢の変化などについてまとめております。一つ目の丸、世界的なこととして、世界における遺伝子組換え作物の栽培状況は大豆、トウモロコシ、ワタなど、油糧用や飼料用を中心に平成30年、2018年において26か国で栽培され、栽培面積は1億9,170万haと年々増加している。

二つ目の丸は日本においてです。我が国においては食品衛生法に基づき安全性が確認されている遺伝子組換え食品は、令和元年、2019年11月現在8作物322品種あり、また、生物多様性への影響を評価するカルタヘナ法に基づき栽培が認められている遺伝子組換え農産物は8作物140品種あるが、バラを除き遺伝子組換え農産物の商業栽培は行われていない。

三つ目の丸は北海道です。北海道においては平成17年度、2005年度に遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上や流通上の混乱を防止するため、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を施行し、条例に基づき、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制しているが、これまで条例に基づく許可申請、届出はない。

次が道民の意識についてです。遺伝子組換え作物等に関する道民の意識について、令和元年度、2019年度に道が実施した道民意識調査によると、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物を栽培することによる自然環境への影響について、7割弱の方が不安に思

っており、過去3回の調査結果と比べても高い状況に変化は見られない。一方で、世代別では20、30代において低下の傾向を示している。また、地域意見交換会や道民意見募集では、遺伝子組換え作物に対する不安を持つなどの意見が多い中で、遺伝子組換え技術が必要になった時に対応できるよう技術開発を進めるべきであるが選択できるようにすることが大事、生産や流通の混乱防止などの観点から条例は必要、といった意見が出されるなど、条例制定当時から大きな変化は見られてない。

括弧書きで書いてあるのが、次の丸に関する前提の確認となりますけれども、条例が規制の対象とする遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物とされています。

次の丸ですが、昨今、新たな育種技術としてゲノム編集技術を利用して品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通しうる段階を迎えており、この中にはカルタヘナ法の対象である、遺伝子組換え生物等に該当するものと、該当しないものが存在している。農林水産省は令和元年、2019年10月に、環境省から平成31年、2019年2月に発出された通知に基づき、農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物について、生物多様性影響の観点から使用者に情報を求める際の具体的な手続きを定め、公表した。また厚生労働省は令和元年、2019年9月に、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品について、安全性審査は不要であるが届出を求めるなどの食品衛生上の取扱いを定めるとともに、消費者庁では令和元年、2019年9月に当該食品を食品表示基準の表示対象とせず義務化しないなどの表示上の取扱いを整理しました。以上が社会経済情勢の変化などについてでございます。

繰り返しになりますが、ゲノム編集技術を利用した作物の条例における取扱いにつきましては、先ほど事務局から、資料2-1めぐる情勢でご説明がありましたけれども、条例で対象としている遺伝子組換え作物の定義は、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他栽培される植物としていますので、ゲノム編集技術を利用して得られた作物のうち、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物となるSDN-2とSDN-3は条例の対象となりますが、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え生物とならないSDN-1に該当する生物は、カルタヘナ法の規制の対象となりませんので、条例の対象とならないことを2月6日の部会で確認しているところでございます。

裏面にいつていただきまして、本論の部分、2条例の取扱いです。(1) 条例について。取扱い、条例は現時点では見直しの必要はない。理由、道が実施した道民からの意見聴取等の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため。(2) 遺伝子組換え作物の栽培等による交雑防止措置基準について。取扱い、遺伝子組換え作物の栽培等による交雑防止措置基準は、現時点では、見直しの必要はない。理由、遺伝子組換え作物と一般作物の交雑防止に関する現行の隔離距離基準等について見直しの検討を要する新たな科学的知見や技術等は見られず、本基準は妥当と判断されるため。

最後、3番、附帯意見でございます。道民からの意見聴取等の結果から、遺伝子組換え技術について多くの道民は安全性などに対して不安を感じている状況にある。このことから、食品の選択の機会を確保するために、遺伝子組換え食品の表示制度の充実とともに、道民が正確な情報に基づいて食品を選択できるよう、情報の提供などが重要である。また、ゲノム編集技術については、道民が十分に理解している状況ではないとともに、安全性などに対して不安を感じていることから、国において、消費者に丁寧に情報提供する必要があるほか、食品の選択の機会を確保していくことが必要である。以上のことから、附帯意見として次の点について提言する。一つ目が、道は遺伝子組換え作物等に関して、対象の

世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと。二番、道は遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実とともに、ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品について、不安を抱く国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出方法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設、これらを国に対して求めること。三番、道は遺伝子組換え作物をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑防止措置基準について、随時、必要な対応を行うこと。

以上が部会でまとめました検討結果報告でございます。以上でございます。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。ただいまご説明のありました資料の2-3、社会情勢の変化について、条例等の取扱いについて、それと附帯意見ということで、ご説明がりましたが、この報告につきまして、本委員会の委員の皆様からご質問を受けたいと思いません。いかがでしょうか。資料の2-2にありましたような、本委員会で1月23日に出た意見等も、この報告、附帯意見の中にも十分反映しているようにも思いますが、皆様からご質問等、ご意見等ございましたら。はい。川合委員、よろしくお願いします。

【川合委員】

取りまとめありがとうございました。附帯意見として出されている件に関しては全く、そのとおりだと思います。特に道民の皆さんが、遺伝子組換え技術を不安に感じるという部分については、おそらく、何が不安の原因なのか、具体的な根拠もなく不安に感じることが多いのではないかと思います。この委員会も、食の安全・安心委員会ということで、安全性というのは科学的な根拠に基づいて議論されるべきものですが、安心というのはその取組についての主観的な評価ですので、その安心を担保するために、情報提供や丁寧な説明が当然これからも必要になると思います。

【西邑会長】

ご意見ありがとうございました。おっしゃるとおりで、情報をまず的確に伝える。易しく、分かりやすくするのではなくて、的確に伝えるということが必要かと思えます。そのためには丁寧な説明が必要になると思えますので、そういった点を、附帯意見ではリスクミにしっかりと取り組みなさいという話と、最近出てきたゲノム編集技術についてもきちんと対応するよという話で出しております。

川合委員、ご意見ありがとうございました。他にございますか。山本代理どうぞ。

【山本委員代理】

今の川合委員の方からもありましたけれども、ゲノム編集の技術について、SDN-1のレベルについてはGMに該当しないということでもありますけれども、この部分の国の根拠についても、消費者から理解を得られているとは、なかなか言いがたい状況なのかなと思いますので、やはり丁寧な説明、情報提供という必要があるのではないかと思います。その点についても、この附帯意見の方で限定した取扱いになっておりませんので、この表記でよろしいんですけれども、やはり検証方法や、表示、説明、そういった部分、どうやって周知していくかという部分については、幅広く検討していただきたいなと思います。以上です。

【西邑会長】

はい。貴重なご意見ありがとうございました。
その他にございますか。はい。川畑委員、お願いします。

【川畑北海道食の安全・安心委員会委員】

繰り返しのなってしまいますが、道民の理解に関してなんですけれども、丁寧にといいところ、階層がかなりあると思うんですね。理解していただけるにはやっぱり専門職に説明するのが一番楽な世界ですよ、こういう話というのは。ですので、道民の目線に立ってという言葉は簡単なんです、その目線が、かなりの階層があるということは皆さんもご存知だと思いますが、ここが一番私の中では懸念されるんですね。

栄養士会として、いろいろな栄養のことについてデータなりを示したときに、理解されない層というのがかなりありまして、掘り下げたつもりがなかなかという部分がよく経験されることですので、メリット・デメリットをその方に合わせたというのが一番難しいところでしょうが、そういったところ、非常に難しい問題だとすごく怖がってしまう部分が強く感じられるものかなと思っておりますのでその辺のお願いと、無関心層に関して、無関心である人間に対して、後で来ないように、やっぱり啓発してくということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございました。附帯意見の一番ところにもありますが、対象の世代とか職種とか地域、それぞれ今、川畑委員がおっしゃったような、多様な方々に対して、うまくマッチングするような説明をしていくということが重要かと思えます。

その他にご意見ございますか。はい。吉田委員、お願いします。

【吉田委員】

今までご意見のありました委員さんと同じですが、やはり表を見たときに、資料2-2で、その中で、世代別で、20代30代においては低下の傾向ということがありました。不安に思うのは減っていますし、それから不安に思わないというところは増えているということでは、理解しているから、よく分かっているから不安に思わないという捉え方もあると思いますが、やはり関心があまりない、よく理解されないで大丈夫と感じているのではないかと思います。20代30代に限らず、40代50代であっても、なかなかこの遺伝子組換えやゲノム編集について理解というのは難しいと思います。不安なものは取り除きたいという心理は働くと思いますので、リスクコミュニケーションですとか、情報というのは本当に多く、広く教えていただいて、理解を深めていただきたいということをお願いしたいと思います。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。こういう報告をして、本委員会として意見取りまとめしていくわけですが、今度それを受けて、具体的にどのようにそれぞれ動いていくかという、そこは非常に重要になってくるかと思えます。吉田委員どうもありがとうございました。

他にございますか。無いようでしたら、本委員会としての意見を集約して参りたいと思えます。森委員からご報告あったのは、部会としての報告ということですので、親委員会であるこの本委員会としての意見の取りまとめをしていきたいということになります。

これまでの審議によりまして、遺伝子組換え作物交雑等防止部会で検討された、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検

証遺伝子組換え交雑等防止部会検討結果報告、先ほどの資料の2-3でございますが、これについては、概ね適当であるとの取りまとめを行って、委員会として道に提言したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

(各委員に「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」点検・検証に係る意見(案)を配付)

【西邑会長】

それでは委員の皆様からいろいろなご意見をいただきましたが、今回の点検・検証に当たって本委員会の意見案を私の方で作成しておりますので、今お手元に資料を配布していただきました。皆様のところに届いてますか。はい。それでは、内容につきまして読み上げて説明させていただきます。

令和2年2020年2月18日、北海道知事鈴木直道様。北海道食の安全・安心委員会会長、西邑の名前で出す文書になります。「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証について。このことについて、北海道食の安全・安心委員会の意見は次のとおりです。「北海道遺伝子組換え作物等の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」は、現時点では、見直しの必要はない。なお、次の事項について提言する。1、遺伝子組換え作物等に関して、対象の世代、職種、地域などにも配慮しながら、正確かつ適切な情報の提供及びリスクコミュニケーションに取り組むこと。2、ゲノム編集技術及びゲノム編集技術を利用した食品については、不安を抱く国民への丁寧な説明、ゲノム編集技術を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発、表示など消費者が食品の選択をできる仕組みの創設を国に対して求めること。3、遺伝子組換え作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、条例や交雑等防止措置基準については、随時、必要な対応を行うこと。以上でございます。

こういう形で意見を検討・結果報告に添付をいたしますが、このような提案でいかがでしょうかよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

それでは最後の議題になりますが、その他です。事務局の方から何かございますか。

【山口課長】

ございません。

【西邑会長】

はい。それでは、委員の皆様からその他として何かございますか。よろしいですか。

全体を通して、委員の方から何かございますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは特に無いようですので、予定しておりました議題は終わりました。長時間にわたり、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございます。それでは進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

【大脇主幹】

西邑会長、どうもありがとうございます。それでは閉会に当たりまして、農政部大西推進監からご挨拶を申し上げます。

【大西食の安全推進監】

西邑会長、円滑な議事進行どうもありがとうございました。委員の皆様には、本日を含め4回もの委員会にご参集いただき、闊達なご審議、ご議論を賜りありがとうございます。

北海道クリーン農業推進計画（第7期）の案について、概ね適当というご意見をいただきますとともに、「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証についてご提言いただき、本当にありがとうございました。道におきましては、3月中に、新たなクリーン農業推進計画を決定、公表いたしますとともに、GM条例の点検・検証結果についても取りまとめて公表する予定でございます。

これまでの委員会でお話しましたように、クリーン農業は地球環境への関心の高まりや食の安全・安心への関心の高まりなどを受けまして、時代に対応して北海道農業を牽引して参りました。とりわけ、現在はSDGsといった持続可能な社会づくりへの関心が高まっております。クリーン農業は、ともすれば環境リスクにも繋がってしまう農業において、多くの関係者が真摯に取り組み、向き合うキーワードでございまして、これからも新たな計画に基づいて、北海道農業のアイデンティティとして、しっかりと進めて参りたいと考えてございます。

今日、委員の皆様からは、食の安全・安心を進めて参るためには、丁寧な説明のもと、理解の醸成が非常に重要だという意見が多数あったと感じてございます。私どもとしては、階層ですとか、対象者別に様々な工夫をいたしまして、道民の安心感を確保する施策を、重点的に展開して参りたいと考えてございますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様には今後とも食品行政をはじめ、道政の推進にご支援ご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【大脇主幹】

それではこれもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(了)